

第7回 河南町協働のまちづくりを考える懇話会 議事録（要旨）

日時：平成25年3月19日（金）

17:00～18:50

場所：役場4階大会議室北

◆参加者

懇話会）浅岡保裕委員、尾野伸一委員、笈俊彦委員、佐々木希絵委員、杉本孝委員、
大門晶子委員、谷口正輝委員、若生謙二座長

（50音順）

町） 和田係長、大喜多主事

◆内 容（抜粋）

～今回のテーマ1.『河南町に必要なコミュニティ活動について』～

○コミュニティ活動について意見交換に入る前に、各委員から具体的な意見を引き出せるよう、事務局がコミュニティ活動に関する過去の懇話会の発言内容、コミュニティ活動の概要について説明を行った。

論点：①「コミュニティ活動に必要な行政支援について」

谷口委員）コミュニティ活動には地区とするものと、河南町全体とするものがあるが、とくに後者の場合は人集めが課題。里山保全の場合、町外の方の参加もあるが、住民の参加が少ないので、行政には、もっと住民が参加できるよう支援してもらいたい。例えば広報や各種町内イベントの際に住民に紹介してもらいたい。

若生座長）里山保全には町外の方に参加してもらっているけれども、もっと住民の視点があれば、よりよい活動につながるのではないかと。

谷口委員）住民は、里山保全だけでなく耕作放棄地の復元にも参加してもらいたい。

杉本委員）住民には細やかなサポートを望んでいるが、サポートをする人間の立ち上げが課題だ。行政の退職者がNPOを立ち上げるケースもある。買い物難民の解消等において行政には地域に根差した指導をしてもらいたいのだが、地域の実情を知らない職員もいる。

大門委員）現状では、コミュニティが地域でどのような活動を担っているのか住民に分からない。まず、行政でコミュニティ活動の情報を収集・整理してもらえれば、どういう分野の支援が必要なのか、住民がどの分野で活動に参加すればよいのか、方向性が見えてくる。行政が意見や情報の交換をする場を取り持ってほしい。

若生座長) 自治会やNPOなどのコミュニティがどのような目的をもって活動しているのか、住民は知る必要がある。

大門委員) 各コミュニティ団体が何に不自由しているのか見えてこないといけない。例えば、自治会が担っている毎月の広報誌の配布作業について、配布される方が高齢であるため、重い広報誌の配布に不自由しているのであれば、肉体的な負担を少なくするために、掲載する情報を必須なものに絞り、それ以外はホームページで更新するなどの工夫で、広報誌のページ数を減らし、軽くするという案も考えられる。

若生座長) インターネット等に不慣れな層を考慮しないと、実現は難しいだろう。

谷口委員) インターネットは自分から進んでサイトにアクセスして閲覧しないといけないので、見逃されてしまう可能性がある。重要な情報は紙媒体で行くべき。

浅岡委員) 例えばAR (Augmented Reality : 拡張現実) のように各種画像に複数のデジタル情報を組み込んで、わかりやすく補足する技術は、一度のアクセスで多くの関連情報が引き出されるため広報向けだ。フェイスブックも考えられるが、操作が統一されていないので、タブレット端末等により操作方法が統一されたアクセス手順が必要だ。タブレット端末を配布するのは労力が必要だが、一度配布してしまえば、従来の広報手段のような発行の手間は少なくなる。

寛委員) 徳島県上勝町では、高齢者に生産・出荷管理用のタブレット端末を配布することで、料理のつまである葉っぱビジネスに成功している。

若生座長) タブレット端末の価格も下がってきているので、配布をしてみても良い。

尾野委員) 大事なものは葉っぱビジネスのようなアイデアを考え出せる人材を育成することであり、コミュニティと人、情報を結び付ける人が必要。そのために行政は人づくりを支援するのか、ノウハウを提供するのか。

寛委員) 徳島県上勝町の場合はJA職員が発案し、行政が支援することで成功した。コミュニティ支援のサンプルとしたい。

大門委員) 人材の発掘も行政支援として必要。

◆テーマ2. 『行政運営について』

○まちづくりに対する行政のあり方について、行政が別紙資料をもとに複数の論点を提示。意見交換を行った。

論点① : 「総合計画に沿った行政運営について」

○平成23年8月の自治法改正により、市町村の総合計画の策定義務はなくなったが、第5回懇話会において、住民、議会、行政がまちづくりの方向性を共有するために、

総合的な計画を必要とする意見が出ており、行政運営の視点からも総合的な計画を条文に規定する旨の意見となった。

論点②：「求められる職員像（人材）や行政組織について

佐々木委員）職員が親身でないという指摘を受けた。住民視点に立つという要素がいる。

谷口委員）まず、新人職員の研修が大切で、接客能力が養われていないまま窓口業務に就かせるのではなく、サービス業での異業種研修を取り入れてみては。また、管理職も部下の能力や特性を見定める目を養わなければならない。

若生座長）適材適所が大切。

浅岡委員）組織編成については、コミュニティに関する動向を把握できる組織が必要だ。コミュニティに取り組もうとする住民の動きをサポートする人材や機能が欲しい。

若生座長）そういったことを包括的に行う部署はないのか。

佐々木委員）現在は関係各課の担当である。

杉本委員）職員は町内に飛び出し、地域の実情を自分から掴んでほしい。また、サービスが悪いという指摘については、サービスが良い外部組織と比較されたものだろう。例えば、郵便局は民営化の結果、接客が良くなっている。

笥委員）郵便局職員は百貨店で接客研修をしているそうだ。要は学ぶ側と教える側の意欲がマッチすることが大事。百貨店への異業種研修はよくあることだ。

佐々木委員）外部（民間）から接客指導に職員を招へいし、窓口に付いてもらうのはどうだろうか。

笥委員）行政の場合、外部（民間）の者に、窓口に付いてもらうのは、個人情報保護の観点から困難だ。

大門委員）職員間でまちづくりに対する認識を高めてもらわないといけない。現状では直接担当の職員以外は住民の行う協働のまちづくりに参加していない。担当外でも、地域住民として協働のまちづくりに参加してもらいたい。また、まちづくりやコミュニティ活動について住民が相談できる組織も欲しい。

杉本委員）職員採用については地区ごとではなく、成績順で採用しているので、職員全体における町内出身者の構成比率が低下している。

若生座長）例えば、中途採用を行い、河南町に熱い思いを持つ専門的な職員を採用し、そういう人にコミュニティの窓口として、どんどんやってもらえればよいのではないか。

浅岡委員）まちづくりやコミュニティ活動について相談した場合、「それはできない」と否定から入るのではなく、「こうすれば良い」と肯定してくれる職員が欲

しい。

若生座長) 経験上、民間は社会の変化に対して弾力的だ。行政でも弾力的に動くことのできる自治体は伸びている。住民の数等から見ても河南町はコンパクトなので、弾力的に取り組みやすいかと思う。

杉本委員) 河南町の場合、人口1,000人あたり、職員1人が配置されているので、コンパクトと言えよう。

論点③：「行政手続きの適正化について」

大門委員) 行政手続きの適正化に係る条文を規定する必要があるかについては、河南町の場合、「河南町行政手続条例」が別途施行されている。しかも、「河南町行政手続条例」は内容が非常に難解で、住民にもあまり周知されていないことから、現時点で行政手続について意見を出し合うのは難しい。まずは、「河南町行政手続条例」の趣旨・目的について整理した資料が欲しい。

若生座長) それでは、「行政手続きの適正化について」は次回意見交換することとして、事務局は「河南町行政手続条例」の趣旨・目的について整理した資料を用意できるか。

事務局) それでは、次回に資料を用意します。

論点④：「法令順守（コンプライアンス）について」

佐々木委員) 法令順守（コンプライアンス）は昨今では当たり前のことだ。それを、あえて条文に規定する必要があるか判断しなければならない。

浅岡委員) 法令順守（コンプライアンス）が当たり前のことだからこそ、規定しなければならない。規定することで法令順守（コンプライアンス）の意味を知らない人にも周知できる。

谷口委員) 法令順守（コンプライアンス）は行政だけでなく全住民にとっても必要だ。

寛委員) ただし、コミュニティに参加する住民にまで課せられるわけではない。

論点⑤：「国、他の自治体との連携について」

谷口委員) 必要。とくに周辺自治体（千早赤阪村、太子町）とは連携していくべき。

大門委員) 施設の連携などもやってもらっている。できることは、どんどんやらせてもらえばよい。

若生座長) 南河内地域は京都や奈良のように数多くの史跡が溢れている。それら資源を有効活用（景観づくりなど）するうえで、連携は必要だろう

◆テーマ3. 『条例の見直しについて』

○まちづくり基本条例の将来的な見直しに関する条文は、事務局が府内先行自治体の事例を紹介しながら必須なものとして説明したうえで、一定の見直し期間を定めて見直すべきか、必要に応じて見直すべきか、意見交換を行った。

論点①：「まちづくり基本条例の将来的な見直しについて」

大門委員) 条例制定後なおざりにならないように、一定期間ごとに見直しが必要か判断するのは、必要かと。

笥委員) 定期的に住民、第三者機関が集まってチェックしていかないといけない。

浅岡委員) 期間を設けるのは反対だ。まちづくり基本条例は時代・情勢に即応しないといけない。期間を設けてしまうと、その間、時代・情勢の変化を遮断してしまうことになる。第三者機関による審議会で判断するのは賛成。

佐々木委員) 最長5年ということで、その間で必要に応じて見直しを判断するとよいのでは。

若生座長) 第三者機関は公募するのがよい。

谷口委員) ただ条例を作るだけでなく、施行後のまちづくりの進捗を見て条例の変更の必要性について判断するべき。町としては、リーダー育成等のプロジェクトを立案し、活力維持のために期間ごとに見直してもらいたい。

杉本委員) 町は住民の意見をもとに見直す。

佐々木委員) 国からの指摘がないと行政は見直さない可能性もあるので、一定期間内で必要に応じてという形で見直しを促す方がよい。

若生座長) 個人的には概ね5年に1度は第三者機関が見直しの必要性を判断し、必要と認められれば、それに依って見直せばよいと考える。

◆その他

○平成25年度9月末までの懇話会ならびに委員任期の延長について、全委員から承認されたことを受け、懇話会設置要綱の改正内容を事務局が解説した。

◆次回日程

○4月19日(金)、午後2時から。場所は役場4階大会議室北。